

生駒市条例第18号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月12日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の51の項を次のように改める。

51	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、単住戸(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)の1住戸をいう。)の数が1である住宅(以下この項、53の項及び55の項において「1戸建ての住宅」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円(法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合には、6,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,300円(低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円)

<p>国土交通省令第1号。以下この項、52の2の項、52の3の項、55の項及び備考第4項において「基準省令」という。)第10条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び53の項において「誘導性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)</p>		
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び53の項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>23,200円(低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円)</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち</p>	<p>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>24,500円(低炭素建築物適合計画である場合には、6,700円)</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>75,800円(低炭素建築物適合計画である場合には、11,500円)</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>123,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、22,400円)</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち</p>	<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5</p>	<p>206,000円(低炭素建築物適合計画である場合</p>

、1戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、53の項及び55の項において「共同住宅」という。)であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	,000平方メートル未満のもの	には、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	292,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	571,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,006,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,844,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,900円(低炭素建築物適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	111,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	165,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	299,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	501,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	828,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、305,000円)
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		297,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、18,700円)
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		381,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、29,300円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		542,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)

宅部分(以下この項、52のこの項、53のこの項及び55のこの項において「非住宅部分」という。)であって基準省令第10条第1項第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び53のこの項において「標準入力法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	666,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	787,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	897,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1項第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び53のこの項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	94,200円(低炭素建築物適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	118,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、18,700円)
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	154,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	247,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	321,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	450,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	581,000円(低炭素建築物適合計画である場合には、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額	

		イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額

別表第2の52の2の項中「同法第11条第1項に規定する」及び「(以下この項、次項、53の項及び55の項において「非住宅部分」という。)」を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、53の項、55の項及び備考第4項において「基準省令」という。)」を「基準省令」に改める。

別表第2の53の項を次のように改める。

53	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、1戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,800円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。)である場合には、6,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	40,900円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、6,700円)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,700円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、6,700円)
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,100円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	72,300円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	120,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	202,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	289,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	567,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,002,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、305,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		60,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、22,400円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5		107,000円(建築物エネルギー消費性能向上基

審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	,000平方メートル未満のもの	準適合計画である場合には、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	295,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	872,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700円)
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、18,700円)

<p>計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)</p>	<p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、29,300円)</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、84,000円)</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、132,000円)</p>
	<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、166,000円)</p>
	<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、207,000円)</p>
	<p>床面積の合計が50,000平方メートル以上</p>	<p>578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合には、289,000円)</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額</p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額</p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査</p>	<p>次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料の額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料の額</p>	

別表第2の55の項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。